

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和元年5月31日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（5月31日）〕

その他	1
1. プレミアム付商品券事業の概要について	1
2. 平成31年度熊取町国民健康保険料率について	3

議員全員協議会

月 日 令和元年5月31日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	田中圭介	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	田中豊一	6	番	鱧谷陽子
	7	番	文野慎治	8	番	重光俊則
	9	番	二見裕子	10	番	渡辺豊子
	11	番	河合弘樹	12	番	矢野正憲
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	総合政策部長	南和仁	総合政策部理事	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	住民部長	巖根晃哉	健康福祉部長	山本雅隆
	企画経営課長	橘和彦	人事課長	道端秀明
	産業振興課長	奥村光男	生活福祉課長	下中昭三
	保険年金課長	阪上正順		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

案 件

1) その他

1. プレミアム付商品券事業の概要について
2. 平成31年度熊取町国民健康保険料率について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（矢野正憲君）本日は、報告案件が2件となっております。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構でございますので、申し添えておきます。

それでは、最初にプレミアム付商品券事業の概要についてご報告を願います。下中生活福祉課長。生活福祉課長（下中昭三君）それでは、プレミアム付商品券事業の概要についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしている資料に基づきまして、よろしくお願いたします。報告させていただきます。

それでは、資料をごらんください。

まず、1、趣旨についてでございます。

本年10月に予定されている消費税の引き上げに伴いまして、低所得世帯や乳幼児のいる子育て世

帯などに対しまして、消費税率の引き上げによる家計の負担や消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に実施するものでございます。

なお、この事業に関する経費につきましては全額が国から支払われるものでございまして、全国全ての市町村において実施されるものでございます。

次に、2でございます。

購入対象者でございますけれども、対象となる方は、繰り返しになりますが、住民税が非課税となっている方と、消費税率の引き上げ日前日に学齢で3歳未満の子が属する世帯となります。ただし、記載のとおり、住民税が非課税の方につきましては、本人が非課税であっても課税されている人の配偶者あるいは扶養家族の方等は対象外となるところでございます。

次に進みまして、購入額についてでございます。

券面額にいたしまして2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるというものでございます。販売単位は、本会議でもご質問があったかと思いますが、利用しやすいように商品券1枚の金額を500円としまして、10枚つづりで1冊5,000円を4,000円で購入できると。これを分割販売でも可としまして、合計5冊まで分割販売でも可とするものでございます。

例を申し上げますと、夫、妻、2歳の子どもさん、ゼロ歳の子どもさん、4人のご家族といたします。4人とも住民税が課税されていなければ住民税非課税者分として4人分、そして子育て世帯分としてお子様2人分、計6人分買えるというものでございまして、金額にいたしますと15万円分のプレミアム付商品券を12万円で購入できるという例えでございます。

続きまして、裏面をごらんください。

次に、購入の手續等、今後の流れでございます。

住民税非課税の方と3歳未満の子が属する世帯では、購入引きかえ券の申請が要、不要で若干異なります。

まず、住民税非課税の方につきましては、7月中旬までをめぐりに、対象となることが見込まれる方にこちらから申請書類の関係書類を送付させていただきます。必要事項を記入の上、郵送もしくは直接申請書を提出していただきます。その後、審査を経た後、9月中旬以降で購入引きかえ券を発送させていただきます。

子育て世帯の方につきましては、この申請が不要となっております。あくまで簡単に済ませるようというところで不要となっております。基準日に対象となるお子様が属する世帯に購入引きかえ券を申請書なしでこちらからお送りするというものでございます。

なお、この購入引きかえ券の発送以降で、対象期間がそれぞれございますので、申請期間であれば住民税の非課税世帯の方でしたら7月から11月まで申請がございまして、また、子育ての方でも9月末までに出生したお子様が対象でございますので、それぞれその後一旦締めまして、随時発送させていただきますというものでございます。

なお、次に商品券の購入についてでございます。

購入につきましては記載中段のとおり10月1日から2月末日まで、商品券の実際の使用につきましては10月1日から3月末日までの使用が可能というものでございます。

また、10月1日から商品券が使用できるよう、資料につきましては6月から7月下旬となっておりますけれども、実際の日が確定しております。6月24日から7月31日までの間、商品券を使用できる町内の登録店舗を募集する予定でございます。

なお、この一連の商品券の販売、使用できる店舗の募集等につきましては、本町の商工会に委託し、事業を進める予定でございます。

また、制度や申請勸奨につきましては、臨時福祉給付金のときもそうだったんですけれども、町の広報紙あるいはホームページを活用いたしまして継続的な周知に努めてまいりたいと思います。また、あわせて6月号町広報にも、あらかじめ概要でございますけれども周知の掲載をしているところでございます。

以上でプレミアム付商品券事業の概要についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）次に、平成31年度熊取町国民健康保険料率について報告願います。

阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）それでは、平成31年度国民健康保険料率についてご説明いたします。

まず、平成31年度という表現を使用してございますけれども、保険料の賦課期日が4月1日となっていること、既に4月から年金からの特別徴収が開始されていること、また大阪府も市町村標準保険料率を平成31年度とすると聞いてございますことから、本年度の国民健康保険料につきましては旧元号の平成31年度で統一してございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、5月17日開催の熊取町国民健康保険運営協議会におきまして平成31年度保険料率についてご審議いただき答申を受けました内容につきまして、当日配付した資料をもとにご報告させていただきます。

まず、報告事項といたしまして、資料につきましては1ページと2ページをお開きください。

平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算見込み概要でございますが、2ページの中ほどにございますように、収支見込み額につきましては約3,000万円の黒字と見込んでございます。なお、出納整理期間中の収納状況により、約400万円から500万円程度の上積みを見込んでいるところでございます。

続きまして、資料につきましては、少し飛ぶんですけれども、7ページのほうをごらんください。

平成31年度の市町村標準保険料率と平成30年度の本町の激変緩和後の保険料率とを比較した表でございます。全体的には上昇傾向になってございますけれども、特に医療分の平等割が9,548円、率にしまして42.9%の増と、特に影響が大きくなっているところでございます。

続きまして、資料につきましては11ページと12ページのほうをごらんください。

こちらの表は、医療分と支援分につきまして平成31年度の標準保険料率を適用した場合と30年度の保険料額を比較した資料でございますが、横軸に4月時点の本町国保世帯の人数構成、縦軸に世帯ごとの所得状況をあらわしてございます。その分布状況を一覧にし、それぞれの所得区分ごとに平成31年度の標準保険料率による保険料額と平成30年度の保険料額を比較してございます。

所得は給与所得としまして、所得が50万円以下とあるところは50万円を計算いたしまして、7割、5割、2割といった軽減対象世帯は軽減後の額としてございます。また、影響額をより比較しやすくするためにするために、10%以上の増加率のところは濃い色で網かけを、5%以上10%未満の増加率のところは薄い色で網かけを補足してございます。

この表で影響が大きくなっている区分の例といたしましては、1人世帯で所得なしの場合でございますけれども、所得割がゼロ円、均等割と平等割は7割の軽減がかかりまして、年間の保険料でございますと、平成30年度の激変緩和後の保険料額は1万9,865円となっておりますけれども、平成31年度で激変緩和なしの標準保険料率を適用いたしました場合は年間保険料が2万4,197円、4,332円、21.8%の増となります。

このように影響が大きいことから、今年度におきましても昨年度に引き続き保険料の激変緩和対策が必要と考えまして、保険料上昇の一番の要因である医療分の平等割額の引き上げ幅を引き下げるため、これに必要な費用と活用できる財源のバランスを考慮しながら、より効果的な激変緩和対策について検討いたしました。

それでは、まず激変緩和措置の考え方と財源等につきましてご説明させていただきたいので、資料につきましては、申しわけございません、8ページのほうをおあげください。

こちらの（3）激変緩和措置でございますけれども、大阪府の運営方針におきまして保険料の激変緩和措置期間につきましては平成30年度からの6年間と定められてございます。本町でも、条例上この期間は可能な範囲で激変緩和措置がとれるよう規定してございます。

次に、（4）激変緩和措置等の財源についてでございますけれども、国民健康保険財政調整基金

の残高約5,990万円と先ほどご説明いたしました平成30年度収支見込み額約3,000万円を加えた約9,000万円が、そしてまた、収支額に400万円から500万円の上積みがあればその分も含めて、最大で約9,500万円が財源として見込めるものでございます。

続きまして、必要となる費用につきましてでございます。またすみません、資料のほう飛び飛びで申しわけございませんが、最終の18ページをおあげください。

この表につきましては、表のちょうど横軸から中ほどのほうに移っていただきましたら、「不足額（千円）激変緩和措置」という表の表題の項目が真ん中ほどにございます。この部分と表の左側、「平成31年度平等割（5%減）」というふうに書かれている部分と、その横、「不足額（千円）激変緩和措置」と交差する部分に網かけをして5,515万4,000円という数値がでございます。これが、仮に医療分の平等割を5%軽減するために必要な額でございます。

同様に、10%軽減するためには、その下の網かけの部分、6,403万円、15%まで軽減するには7,290万7,000円が必要となるというふうに試算として見込んでございます。

このような状況から、15%までの引き下げが、投入可能な財源を考えたときに現段階ででき得る範囲での最大の激変緩和対策との考えに至ったものでございます。

それでは、参考といたしまして、平等割額を5%、10%、15%と順に引き下げた場合の比較表を13ページから16ページにわたって記載してございますので、そちらのほうをごらんください。

左のほうから順に5%、10%、15%となつてございますけれども、15%まで引き下げた場合、21.8%と最も増減率の大きかった1人世帯で所得なしの場合では増減率は14.6%まで引き下げられ、10%以上増加する階層が1階層減少して2階層になります。

14ページの2人世帯の保険料額でございますが、15%まで引き下げたときには、10%以上の増加となる階層は4階層から2階層に減少いたします。

15ページのほうをごらんください。

3人世帯の保険料額比較でございますが、15%まで引き下げた段階では、1つの階層を除いて増減率は10%以内になるものでございます。

16ページの4人世帯の保険料額比較でございますが、15%まで引き下げますと、全ての世帯で増減率は10%以内となるものでございます。また、この結果、全ての世帯におきまして増減率が15%以内におさまることになってございます。

このような状況と検討の経過を各委員の皆様にご説明いたしまして、激変緩和後の平成31年度の国民健康保険料率につきましては、諮問、答申のとおり、医療分の平等割3万1,799円でございますけれども、こちらを15%減額いたしまして2万7,029円とするという決定に至ったものでございます。

最後に、参考といたしまして17ページのほうをごらんください。

こちらにつきましては忠岡町より以南の5市4町、計9自治体の保険料率の推移となっております。他の自治体に配慮いたしまして市町名は伏せさせていただいておりますけれども、一番下が熊取町で、平成31年度は医療分の平等割を15%引き下げた後の数値で記載してございます。

AからEの4団体は既に大阪府の標準保険料率、府内の統一分を適用してございまして、H、Fの団体につきましては大阪府の算定に基づく激変緩和後の標準保険料率となっております。既に半数以上が府内統一あるいは標準保険料率を用いているところでございます。

Dの団体と、算定中となっておりますGの団体、そして本町の3団体が独自の激変緩和措置を行うものでございます。

また、参考といたしまして、これらの自治体の保険料率をモデルケース、65歳以上の夫婦2人世帯で年金収入290万円、基準所得に直しますと67万円に適用させて試算した場合、近隣のこちらに載せさせていただいております9団体中、3番目に低くなると見込んでございます。また、大阪府内市町村の平成30年度になりますが、この実績におきましては、同じモデルケースで試算した場合、全43団体中、高い順から30番目と低い状況となっております。

以上をもちまして平成31年度熊取町国民健康保険料率についてのご説明とさせていただきます。
議長（矢野正憲君）それでは、2つの報告について、質問があれば一括で承りたいと思います。何か質問等ありますか。渡辺議員。

議員（渡辺豊子君）そしたら、最初のプレミアム付商品券の件なんですけど、申請についてなんですけれども、住民税非課税の方、まずは購入希望者が申請するということで、申請が7月から11月までとなっているんですけれども、なぜ11月までなんです。来年の2月末まで商品券を購入できるんですよね。申請が何で11月までになっているのか、ちょっと教えてほしいんです。

議長（矢野正憲君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）これにつきましては全国モデルのケースでございまして、そもそもの入口の11月というのは、やはり少しでも長い申請期間をとって、後々の事務処理上、実際にはそのときにはもう商品券を使用できておりますので、事務処理上の日程で全国ルールで示されたものでございます。そう認識しまして少しでも長く。

これを逆に11月までで短い期間で市町村で設定というのも、これまたあるところでございます。

（「逆なんです」の声あり）

逆でございまして、です。ので全国的には要は申請です。ので、あらかじめその後の事務日程を見越した中でののおおむね11月までというのがありますもの。ですから、それを採用した。です。ので、本町にあっても、議員おっしゃいますように、商品券の販売も2月まで、使用も3月までということで、申請していない方はどうするんやということがあろうかと思いますが、これにつきましてはほぼ毎月のように申請勧奨も考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

議員（渡辺豊子君）国がそういうふうに決めているからそうなったと言なんです。もう少し、申請漏れのないようにということで期間が長ければなと思ったもので、なぜ11月かなと思いましたが、国が……。それなら、もう11月が来たら12月に申請を出してももうだめということですね。わかりました。

議長（矢野正憲君）ほかにありませんか。二見議員。

議員（二見裕子君）プレミアム付商品券なんですけれども、町内の登録店舗を募集するというので、前回というか前にも、プレミアムじゃないですけれども、やったときに、どうしてもスーパー関係が登録していただける、いただけないかによって、本当に一番使いたいところで使えないというところがあるんです。その辺については、今、町内、一応万代、サンディ、松源とあると思うんですけれども、その辺に関してはどうですか。まだちょっと具体的じゃないのかもしれないですけど。

議長（矢野正憲君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）登録店舗の募集につきましてはこれからやっていくところでございます。

まず、こちらのほうを担っていただくのは今のところ商工会さんを想定してございまして、広報等を通じて広く当然募集はするんですけれども、その中でもやはり議員ご指摘のとおり、そういった利便性という点もございまして、そういった大型店舗につきましても個別の営業活動といえますか、そういったところも一応想定しながら登録店舗の募集をやりたいというふうにご考えてございます。

議長（矢野正憲君）ほかに。江川議員。

議員（江川慶子君）本会議でもいろいろと質問させていただいているのでほぼ理解はしているんですけれども、一般の方がこうおっしゃったんです。プレミアムチケットを買うということは、非課税である、低所得者であるということがわかるということですね。それをお店で使うこと、またレジで使うということは、後ろの人にも前の人にも横の人にも私は低所得者ですよということをアピールというか、知らせる気はなくても実際に使っているとそういうふうな目で見られる。だから恥ずかしいから、買いに行くのは今ちゅうちょしているという意見を聞いたんです、住民さんの中ですね。そういうことに対して、国が決めていることなので本会議でも町の裁量はないんやということ

お聞きしたので、国が進めることを肅々と今進めているんですけども、個人情報という部分ではどう考えてはるのかなど。それと、何か対策とかそういうのをされているんやったら、その辺を教えてください。

議長（矢野正憲君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）当初から使用すること自身が、議員ご指摘のとおり、低所得の方であるということがわかるというのは、非常に国会のレベルでもあったかと思います。その中で、今回非課税の方のみならず、3歳未満までのお子さんがある世帯についても対象となっております。

ですので、その中では全く同じものを使いますので、購入引きかえ券であったり商品券だったり全く一緒のものでございます。その中で、じゃ使用されている方が子育て世代の方なのか、低所得者の非課税の方なのかというところがございますけれども、その中では、一層対象が広がる中では、やはりそうあってはならないためにも同じものを使って事務を進めるところでございますので、よろしく願います。

議長（矢野正憲君）江川議員。

議員（江川慶子君）同じチケットを使ったとしても、3歳の子どもを産む世代とそうでない世代というのはもう見てわかりますよね。そういう部分では、3歳未満の方と同じ商品券であったからわからないというものでは決してないということですよ。ちょっと笑ってしまったんですけども、その辺はほかに配慮はされていないということですか。

議長（矢野正憲君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）基本的には、商品券を購入いただいて使用するというサイクルは皆さん同じでございます。ですので、その際に何らわかるものは決してないわけございまして、議員おっしゃられますように、実際に使っている方がどうかということだけでその対策としてはなかなかできないところでございます。

ただ、その中で何も使われる方が代理者としてその方とご一緒になってお買い求め、もしそれを仮に使用される方自身のお気持ちの中でしょうけれども、その方についてはまた家族皆さんで買いに行かれる場合もありますし、さまざまな場合が想定されますので、そこは使用される方の使用の仕方に委ねるしかないのかと。

ですので、一旦こちらの事務方といたしましては、やはり申請段階とか商品券であるとか精いっぱいの中で一切差をつけずに処理するのが今のシステムの中での限界かなと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

議員（江川慶子君）わかりました。今はそういうことなんですね。

それとあと、商工会が窓口になるということなんですが、商工会には非課税であるということわかるわけですよね、事務的に。非課税の方には申請書が来ているわけやから、申請するためのね。届いてくるわけでしょう。だから、それを持って買いに行くわけやからわかりますよね。その辺の対策というのはどうされるんですか。

議長（矢野正憲君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）申請書の段階では商工会様のほうには行きません。実際申請をいただいて、その後発行する購入引きかえ券を持って商工会のほうへ商品券を購入に行かれると。ですので、その間のシステムは子育ての方も皆一緒です。ですので、商工会のほうには購入引きかえ券を持って商品券の購入に行かれるということでございますので、決してそのようなことはないかと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

議員（江川慶子君）それならば、3歳未満の子がいる家庭なのか低所得者というか非課税の方なのかと

いうことは、商工会の人はそれは全くわからないというふうに考えてよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）購入引きかえ券をもって、そのみではわからないと、そのように考えてございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

議員（江川慶子君）そういうことであるならば、個人情報の取り扱いとしてどうなのかという点ではどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）商工会が個人情報を取り扱う懸念というところかと思いますが、今回我々のほうにおきましても、商工会さんのほうに委託をするというところで、その点も当然留意しているところでございます。これまでも何回か下打ち合わせとかはしているんですが、その中でも、きっちり個人情報の取り扱いにつきましては十分留意するようにお伝えするとともに、今回これから予定しておられるいわゆる契約書とかそういった中でも、それらのものを担保すべく今現在契約書の作成事務等も進めておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

議員（江川慶子君）わかりました。国が決めてきていることなんで、それを粛々とやっている部分ではこうなってしまうんだろうなと思うんです。

そのときに聞いたんですけれども、非課税の方の世帯と3歳未満児の対象世帯というのをもう一度教えていただけますか。世帯数。

議長（矢野正憲君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）今現在、これまでの臨時福祉給付金も参考にしながらでございますけれども、想定対象数、住民税非課税世帯の方が8,100人5,400世帯、3歳未満のお子様1,000人の属する世帯900世帯を想定してございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

議員（浦川佳浩君）町内登録店舗の募集についてなんですけれども、商工会さんが窓口になると、毎回なんですけれども、登録されていない企業さんがかなり多数ある中で、どのような周知をされているのかについてお願いします。

議長（矢野正憲君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）今回、国のほうにつきましても登録店舗につきましては広く公募するようというところでお示しいただいているところでございます。ですので、当然広報等で広く募集するとともに、商工会の会員の方もしくは会員外の方につきましても登録していただけるように、そういった事務を進めるように今現在打ち合わせをしているところでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

議員（浦川佳浩君）1カ月間しか募集する期間がない中で、例えば広報なんてことは1回しか多分見る機会がないと思うんですけれども、直接ダイレクトに企業さんにDMを送るとかというのではなくて、何か別の方法で、入る入らないは企業さんの店舗さんの独自の判断だと思うんですけれど、周知というところでは漏れなく行くんでしょうか。

使われる側からしてもやっぱりたくさん登録しているお店があるほうがいいのかと思うので、その辺はどうなっていますか。

議長（矢野正憲君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）当然、今回取り扱い店舗の募集につきましては、まずは7月末というところで、いわゆる広報とかホームページ等を通じて広く募集する中で、一旦締めた中で取り扱い店舗数というのを把握した上で、もう少しあったほうが利便性も含めていいのではないかとということであれば、まだ10月までに若干余力、時間がございますので、そういったのを見据えた上でまずは7

月末というところで設定しておるといったところで、ご理解のほどよろしく願いいたします。
議長（矢野正憲君）ほかに質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

ほかに何かご報告等があれば承りますが。江川議員。

議員（江川慶子君）一般質問も考えているので余りここではあれなんですけれども、基金等見込み額の中で、30年度の収支見込み額の中で最善の策ということで医療分の平等割の15%、精いっぱい努力だと私も聞いていて思いました。

その中で、平成31年度の保険料は30年度と比べてどのぐらいの引き上げになるのか、簡単に、みんなにわかるように説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）また資料をご参考にしていただけたらと思うんですけれども、11ページと12ページのほうをおあけいただいたら、こちらにつきましてはまず30年度と31年度、これ標準保険料率をそのまま適用した場合の影響額というふうにもまず最初ご説明させていただいた部分でございます。それでいきますと、所得なし、1人世帯の場合でありましたら、1人当たりで1万9,865円であったのが2万4,197円まで上昇するというようなことになっております。

それをできるだけ引き下げるといふ工夫といふか激変緩和といふことで、資料については13ページをもう一度おあけいただけたらと思います。

こちらにつきましては、仮に平等割を5%から15%まで減少させたときの対比といふことの資料をつくらせていただいております。1人世帯で所得なしの方、今先ほど申し上げました30年度の保険料額が1万9,865円でありました。31年度の標準保険料額をそのまま適用しましたら2万4,197円になるところを、平等割から15%減少させた場合に2万2,766円まで引き下げることができるんですけれども、一定その分の差額でございますが、2,901円の増といふことになっているような形になります。

同様に、1人世帯、2人世帯、3人世帯で各所得に応じて対比させていただいている資料が、15ページ、16ページまで続く資料というふうになってございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

議員（江川慶子君）わかりました。医療分の平等割が引き下げになって、14.6%の値上げになるということですね。

全体的に医療分だけじゃなくて支援分も含めて、介護分、40歳以上の方なんですけれども、も含めて、平成30年度と比べてどのぐらいの値上げという形になりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）介護分につきましては今回の諮問の中におきましては、まず対象となる方が限られているということもございまして、対比の中の分につきましては含んでございませんので、その分の影響額というのはこちらのほうには反映していない。

議長（矢野正憲君）あと、質問等は大丈夫ですか。鱧谷議員。

議員（鱧谷陽子君）国保のほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、お金が昨年度といふか30年度末で5,990万1,000円残っているということで、大阪府のほうから、こちらの保険料といふか医療分を払った分で全て向こうが持ってくれているということで、こちらでは全くわからないということなんです。これだけ残っているということは、差し引きしているというあれではないんですか。今のところは納める額というのは向こうから来ますでしょう。それで昨年度で納める額を納めて、これだけ5,990万円、私の頭がちょっと整理できないと思うんですけれども、残っているということは、全て納めたというわけでは……。

前やったら、ここで自分とどこかかった分を使って、それが残ってくるというふうな形になっていたと思うんですよ、大阪府に統一される前には。ところが今のところは、大阪から言われる額を払って、大阪府のほうで医療分を払っていただいて、だからその決算というのがわからなくなっ

ているんですよね。今、これだけ納めてこれだけ大阪府から納めてもらいましたというふうなところがわからなくなっているのではないかなという感じで、これだけ残っているということなので、大阪府のほうで全部集めた額を持っていかれへんから残っていたのか、その辺がちょっと理解できていないんです。

総額的な問題として、ことしもそういうふうな形になって残るという見込みがあるのかないのかというところ辺をちょっと教えてもらえませんか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、5,900万何がしの分につきましては、前年度の黒字額から必要な激変緩和に使った残りを基金に積ませていただいている、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

黒字額は、その単年度で収支を計算して、30年度ですと約三千数百万円が黒字額として出てきたというもので、その額について、また激変緩和の一部の財源に充てます。その残った額をまた翌年度、基金のほうに残しておくということになります。

来年度の黒字額につきましては、今時点でもう全く幾らというような見通しはなかなか難しいところがございます。と申しますのも、大阪府のほうも保険料率を少しでも引き下げるべく、いろいろ工夫をしております。そういった中で若干制度が変わる部分もございますので、黒字額もそれに連動いたしまして少なくなったりする場合も当然出てまいりますので、今時点でどれぐらいの額というのは、すみません、ちょっとこれは申し上げにくいところがございます。

ただ、一つ申し上げられるのは、事業費納付金の制度で運営している場合、大阪府が想定している徴収率、これを維持すれば赤字にはならないと、そういう制度であると、そういうふうな説明はずっと受けておるところでございます。

すみません、黒字額の幅については今ちょっと申し上げられないということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

議員（鱧谷陽子君）わかりました。

そしたら、6,000万円というのは去年の分じゃなくてその前の分の残りという、3,000万円という見込みと書いてある分は、納めた分で戻してくれはった分があるということでもないんですか。向こうから納めてくださいという額を納めた後に熊取町に残ったという額に理解していいんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）大阪府のほうから毎年度事業費納付金、各市町村どれだけ納めなさいという通知が来ます。その額を納めるべく保険料で幾ら集める、そして、あるいは国・府から入ってくる負担金、それを当て込む、そして事業費納付金として大阪府のほうにお支払いするということになって、その差し引き残ってくる分ということになります。

例えば、保険者努力支援制度でプラスオンされれば、それは当然黒字のほうに回ってくるでしょうし、大阪府が示している標準徴収率より上回った分、今年度の場合ですとその4分の1が市町村のほうに残ることになりますので、その分が残ってきたり、それで収支の黒字の助けになるというような、そんな状況でご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

議員（鱧谷陽子君）ということは、来年度については少し今の計算だったら残るということはあれですけども、完全に、2年終わったからあと3年間引き下げられるという見込みというのはなかなか立ちにくいんじゃないですか。その辺について教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたとおり、激変緩和というのは、あくまでも財源がある中で、それを活用して6年間に限り実施できるということになります。活用できる財源が底

をついてしまえば、当然大阪府が示す標準料率、これで賦課せざるを得ないということになります。

ただ、財源がある分につきましては少しでもご負担を和らげるべく、激変緩和、これは続けていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質問等、大丈夫ですよ。

（「なし」の声あり）

その他、何か報告等があれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時14分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲